

「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設について

1 背景

- 国の緊急対応策の第3弾で、地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関で無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設することが盛り込まれた。
- 影響の拡大・長期化に伴い、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者が増え、借換や長期資金のニーズが高まっていることから、国の新たなスキームを活用した、実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設し、厳しい状況にある中小・小規模事業者に対する資金繰り支援を強化する。

2 内容

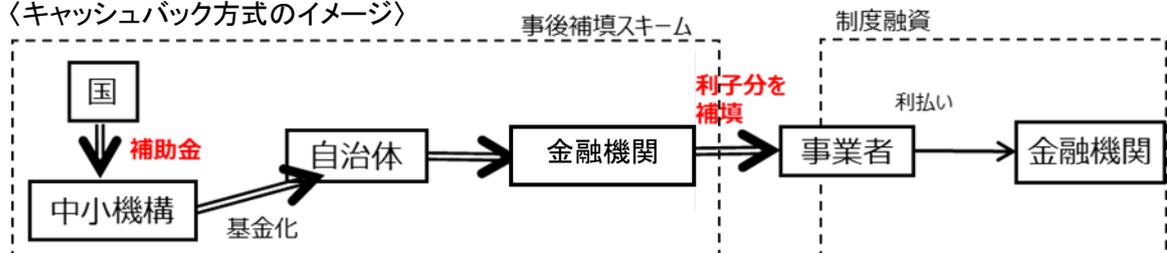
(1) 主なポイント

- ア 一定の要件を満たす場合、当初3年間を実質無利子
- イ 信用保証料は全額又は半額免除
- ウ 新型コロナウイルスの影響により売上高が15%以上減少した場合、「緊急つなぎ資金」等保証付き融資からの借換が可能
- エ 長期（最長10年）で設備資金のニーズにも対応
- オ 県信用保証協会への損失補償（10/10）を実施（県独自）

(2) 利子補給【国から全額財源措置】

- 補助対象期間：融資実行日から当初3年間（延滞に伴い追加で発生した利子は対象外）。
- 補助方法（キャッシュバック方式）
事業者は、貸付契約に従い一旦利子を金融機関に払い込んだ後、後日、県を通じて還付を受ける（年2回）。

〈キャッシュバック方式のイメージ〉



(3) 融資枠の取扱い

- 既存の2020年度当初予算の融資枠4,289億円（預託額1,794億円）とは別枠で、4,000億円の融資枠を新たに設ける。

3 予算措置

○ 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金

予算額：2,224,700千円

(外に債務負担行為 39,486,900千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	13,792,900千円
経済環境適応資金(新型コロナウイルス感染症対応資金)融資に係る愛知県信用保証協会損失補償	令和2年度から 令和23年度まで	25,694,000千円

資金の概要

資金名	愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金	(参考) 新型コロナウイルス感染症対策 緊急つなぎ資金
対象要件	新型コロナウイルスの影響により売上が減少した以下の事業者 ①売上が5%以上減少した個人事業主 ②売上が5%以上減少した小・中規模事業者 ③売上が15%以上減少した小・中規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、売上高等)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者
使途・限度額	設備・運転 3,000万円	運転 5,000万円
融資期間・利率	5年 年1.2% ※対象要件①③の事業者は当初3年間の利子を補給(②は対象外) 7年 年1.3% 10年 年1.4%	3年 年1.2%
信用保証料	年0.85%(代表者保証を不要とする場合 年1.05%) ※ 融資対象①③の事業者は無料、②の事業者は半額(国が契約時の保証料を補助)	無料 (県が契約時の保証料を補助)
据置期間	5年以内	原則1年
実施時期	2020年5月初旬～同年12月31日	2020年3月9日～同年8月31日
その他	・無担保 ・新型コロナウイルスの影響により売上が15%以上減少した場合は「緊急つなぎ資金」を始め保証付き融資からの借換が可能。	・保証協会が認めれば、無担保保証枠の利用が8千万円以上でも、更に、本制度の融資限度額5千万円を全て無担保で保証することも可能。
保証協会への損失補償	10/10	10/10
融資枠	4,000億円(既存の融資枠とは別枠)	2,000億円

※下線は県独自の措置。